

11

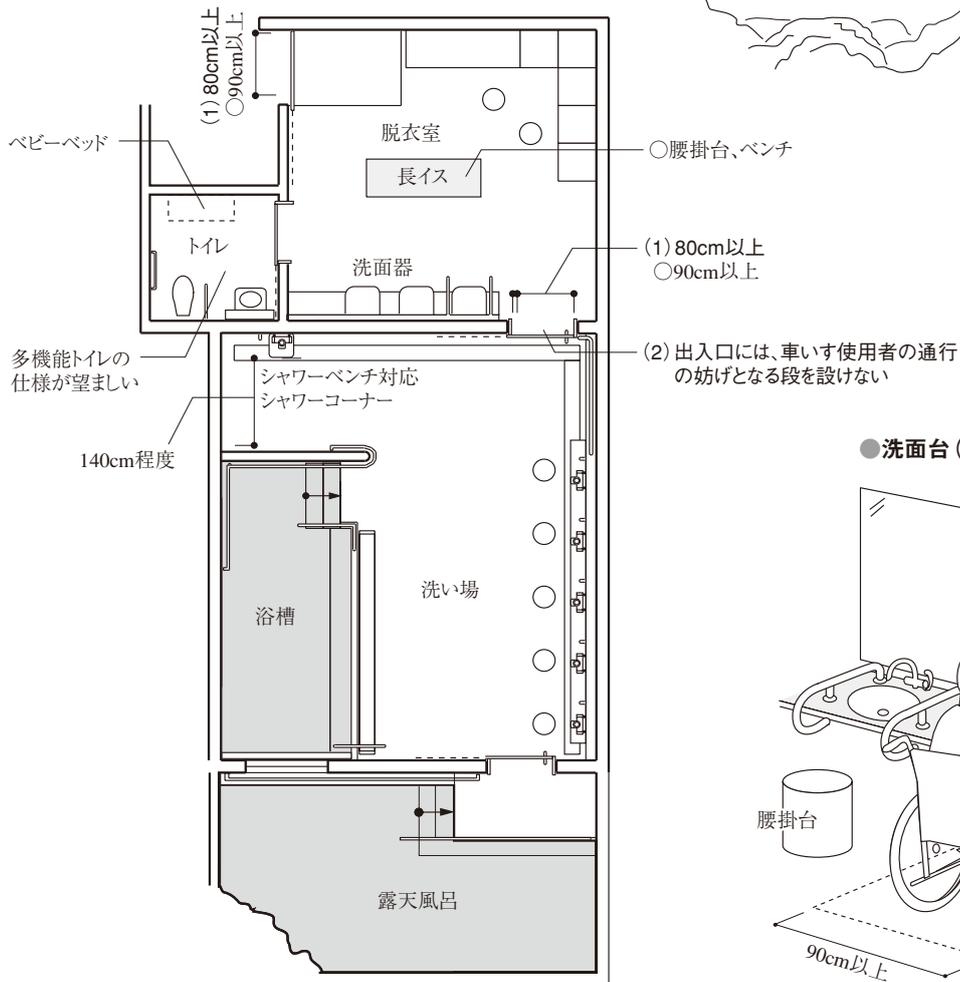
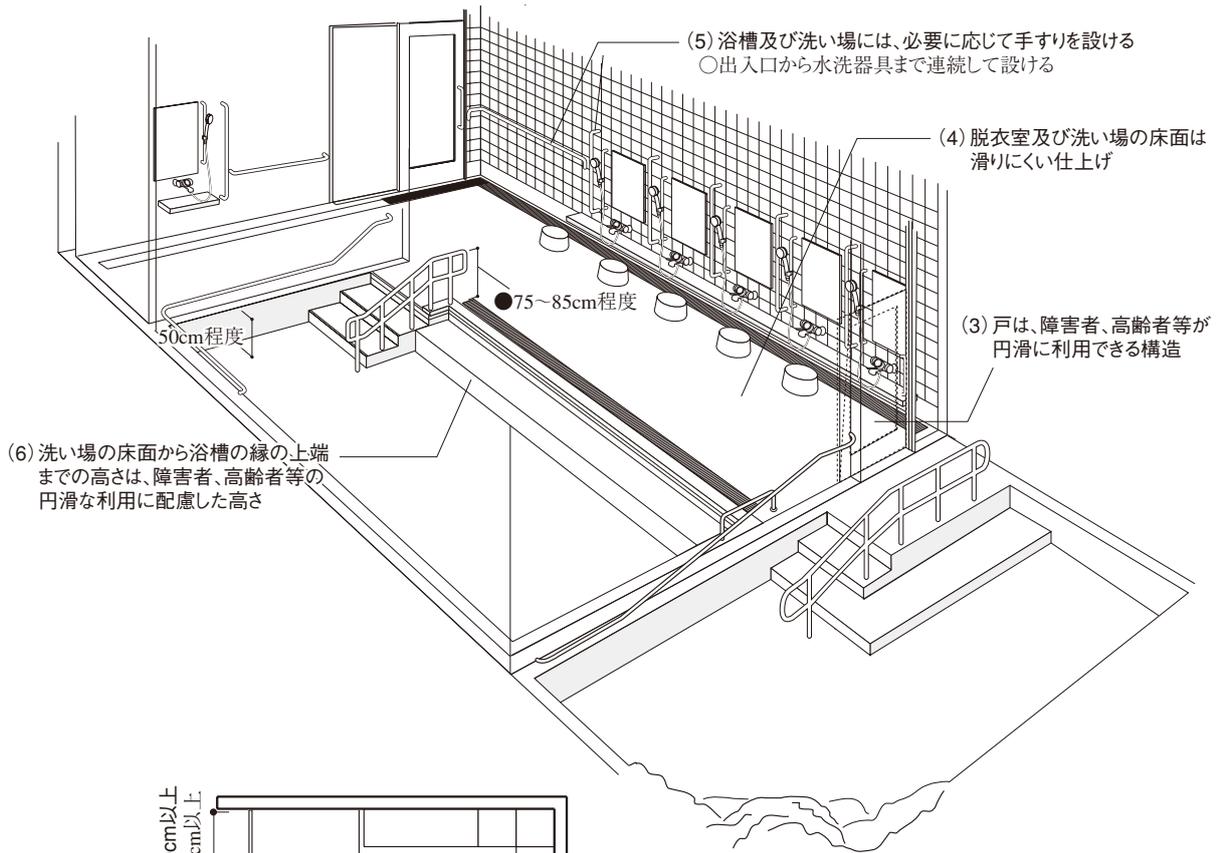
浴室

整備の基本的な考え方

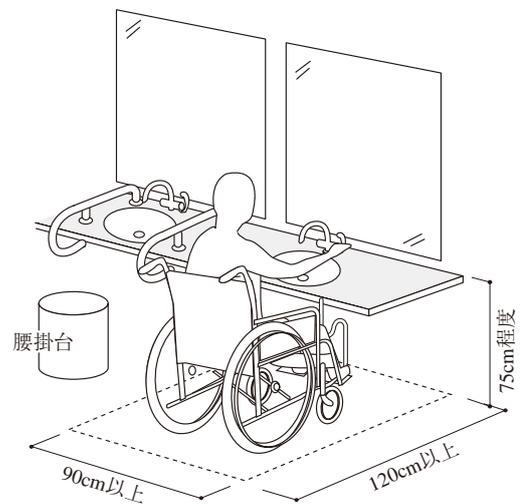
- 浴室を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものを1以上整備する。
- 浴室は転倒などによる事故が多い場所であるため、出入口の段の解消、手すりの設置、滑りにくい床材の使用、不用意な突起物を設けないことなどについて十分考慮する。

| 整備基準 | | 解説 | 望ましい水準 |
|---|---|--|--|
| 別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)、7(用途面積が1,000㎡以上の施設に限る。)及び11((3)、(7)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の共同浴室は、次に定める構造とすること。 | | ●「別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)、7(用途面積が1,000㎡以上の施設に限る。)及び11((3)、(7)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」:社会福祉施設、病室を有する医療施設、用途面積1,000㎡以上の宿泊施設、公衆浴場、体育館等、寄宿舍 | ○公共的施設において浴室を設置する場合にあつては、11の項に定める構造とすること。 ○必要に応じて、腰掛台、脱衣ベンチを設置すること。 |
| (1) 出入口の幅員 | 出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。 | ●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。 | ○有効幅員は、90cm以上とすること。 |
| (2) 段 | 出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。 | | |
| (3) 戸の構造 | 戸は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。 | | |
| (4) 床面の仕上げ | 脱衣室及び洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとすること。 | ●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。 | |
| (5) 手すりの設置 | 浴槽及び洗い場には、必要に応じて手すりを設けること。 | ●手すりは、一連の動作が円滑にできるよう連続して設けるなど配慮すること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 | ○出入口から水洗器具まで連続して設けること。 |
| (6) 浴槽の縁 | 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、障害者、高齢者等の円滑な利用に配慮した高さとする。 | ●車いす使用者が浴槽に移動しやすいよう移乗用腰掛台等を設けるなど配慮する必要がある。 | |

□浴室の整備例



●洗面台（脱衣室）の設計例



●車いす使用者も利用しやすい家族向け浴室の設計例

